

# 宿泊施設利用補助金

■ **対象者** 被保険者および被扶養者

■ **目的** 「保養を目的とした宿泊」に対して利用料金の一部を補助します。

■ **利用期間** 4月～翌3月を年度とし、2回（2泊）まで支給します。  
年度を越えての申請はできません。

■ **補助金額** ①被保険者・被扶養者である配偶者  
1泊につき宿泊実費の80%で3,000円を限度として支給します。  
②その他の被扶養者  
1泊につき宿泊実費の80%で2,000円を限度として支給します。  
\* 利用者1人当たりの支給額の100円未満は切り捨て  
\* 宿泊実費=宿泊代+食事代+税（食事代=宿泊施設での1泊2食まで）

■ **申請等** 【国内】  
・ 「宿泊施設利用補助金請求書」  
・ 「本人名義の領収書」（原本）  
・ 領収書で一人当たりの1泊料金がわからない場合は  
「宿泊証明書」を提出してください。  
【海外】  
・ 「宿泊施設利用補助金請求書」  
・ 「パスポートの入・出国コピー」  
・ 「本人名義の領収書」（原本）  
・ 「行程表の写し」

\* 申請書はHP内申請一覧より取得してください。

■ **補助できない場合**  
・ 乳幼児等で宿泊料金を要しないとき  
・ 会社用務で出張し旅費などの支給を受けたとき  
・ 会社より慰安旅行などで補助に支給を受けているとき  
・ キャンプやウィークリーマンションなどの宿泊代として計上されない宿泊所